

ロールオン・ロールオフ区域及び車両積載区域の保全防熱性に関する事項

改正規則

鋼船規則 R 編

改正事項

ロールオン・ロールオフ区域及び車両積載区域の保全防熱性に関する事項

改正理由

2008年に発生したロールオン・ロールオフ船 UND ADRIYATIK 号の火災事故を契機に、ロールオン・ロールオフ区域及び車両積載区域内を隔離する隔壁及び甲板の防熱保全性について、IMO 防火小委員会において議論が行われ、ロールオン・ロールオフ区域における火災事故の実験及びシミュレーション結果から、隣接する区画への延焼を抑制するために当該区域内を隔離する隔壁及び甲板の防熱保全性が必要である旨報告された。

その結果、2012年11月開催のIMO第91回海上安全委員会(MSC91)において、ロールオン・ロールオフ区域及び車両積載区域内を隔離する隔壁及び甲板の防熱保全性に関して、従来より要求されていた「鋼その他これと同等の材料」から「A-30」級とする旨のSOLAS条約第II-2章第9規則の改正がIMO決議MSC.338(91)として採択された。

今般、IMO決議MSC.338(91)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

ロールオン・ロールオフ区域及び車両積載区域内を隔離する隔壁及び甲板の防熱保全性を改めた。